

第4次福知山市人権施策推進計画

福知山市人権課題別計画

人権施策推進計画の理念の実現に向けて、人権施策を総合的かつ効果的に推進するためには、人権問題の課題別状況についての的確に把握しなければなりません。部落差別や女性、子ども、高齢者、障害のある人など、それぞれの人権問題に関わって教育や就労、福祉の課題の解決に向けた取組が必要です。さらに、これらの人権問題は単独に存在するだけでなく、複数の人権問題が重なり合う場合も多くあります。こうした「複合差別」の視点を持つことも大切です。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大が、人々の価値観や、行動様式に大きく影響し、社会の在り様が大きく変化してきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族への誹謗中傷及びワクチン接種の有無による差別、全国的なDV等の相談件数の増加等、人と直接出合い話し合う機会が減り、人とのつながりが減少することで人権侵害が生じることが懸念されています。

他にも、2016（平成28）年には、人権三法〔障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）〕が制定され、その中で地方公共団体が差別解消を推進していくことが責務と謳われており、インターネットへの差別書き込み、LGBTQ等の新たな人権問題が起こっている状況にあることなど、時代の変化を捉えた人権問題に対する対応が求められています。

このように、大きく変化する社会情勢の中、人権に係る市民の意識を把握したうえで、それぞれの問題に対するこれまでの取組と現状を踏まえ、課題の解決に向けた施策を進めていきます。

そのため、「第4次福知山市人権施策推進計画」の基本理念・基本施策を踏まえて、それぞれの人権課題に対する当面の施策の方向性を示す「人権課題別計画」を策定します。

1 計画の構成と目標期間

本計画は、各人権課題別に当面の課題、施策の方向性を示し、社会情勢に柔軟に対応するため、目標期間は定めず、3年程度で必要に応じて適時改定するものとします。

2 主な人権課題

- (1) 同和問題（部落差別）
- (2) 女性の人権問題
- (3) 子どもの人権問題
- (4) 高齢者の人権問題
- (5) 障害のある人の人権問題
- (6) 外国籍の人の人権問題
- (7) 感染症患者などの人権問題
- (8) 情報化社会の人権問題
- (9) 性的マイノリティの人権問題
- (10) さまざまな人権問題
 - ① 平和問題
 - ② 沖縄の人々
 - ③ アイヌの人々
 - ④ 犯罪被害者など
 - ⑤ 刑を終えて出所した人
 - ⑥ 自殺（死）などの社会問題
 - ⑦ その他の人権問題

なお、各人権課題ごとに、【現状と課題】【課題】【施策の方向】を示し、【施策の方向】については、人権施策推進計画の基本施策に対応した内容となっています。

人権施策推進計画 基本施策

- (1) 人権擁護を図る保護と救済【保護・救済】
- (2) 市民との協働と支援【協働・支援】
- (3) 人権意識の高揚【人権教育・啓発】

1 同和問題(部落差別)

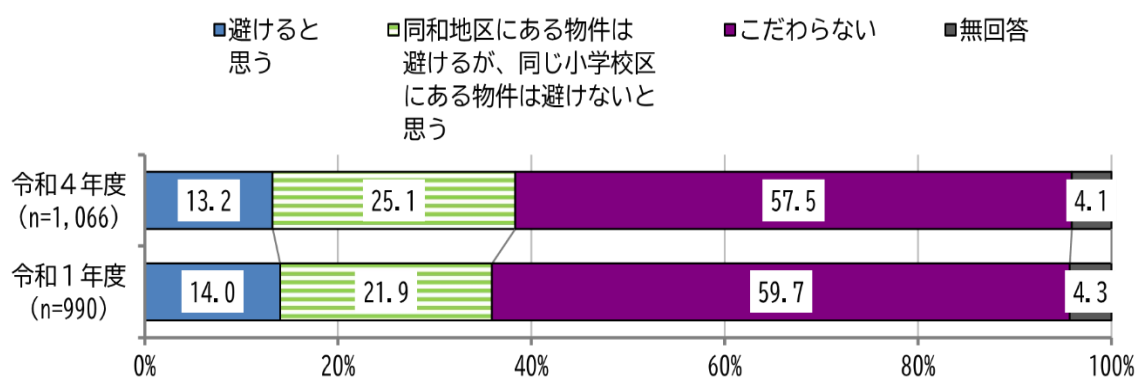
【現状と課題】

同和問題（部落差別）の解決に向けて、1965（昭和40）年の国の「同和对策審議会答申」に基づき、差別の解消をめざした特別措置法による総合的施策を進めましたが、事業が終結しても事業に対する誤った理解から生じる「ねたみ意識」がいまだに存在し、インターネットなどを利用した悪質な差別情報の流布などとあいまって、同和問題（部落差別）が正しく理解されていない状況にあります。

このような背景から、2016（平成28）年12月に「部落差別解消推進法」が施行され、この中で「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要である」と規定されました。

しかし、2022（令和4）年に実施した「福知山市 人権問題に関する意識調査」の結果を見ると、宅地購入や結婚などに際して、3割以上の方が同和地区の土地を避けたり、同和地区出身者との結婚を反対するといった意識が残っているという結果が出ています。また、部落差別に対してどのような場面で部落差別が残っているかという問に対して、「インターネット上の誹謗・中傷するような書き込みにおける場面」という回答が20.4%となり、前回調査から増加する結果からも、同和問題（部落差別）に対する不十分な理解からくる偏見や思い込み、また無関心、また不十分な理解からくる偏見や思い込みが、いまだに部落差別の解消を阻んでいる大きな要因と考えられます。

■土地や住まいに対する意識



課題1：同和問題（部落差別）に対する認識不足

同和地区に対する忌避意識がまだまだ根深く存在し、また部落問題に対する無関心や誤った知識が結婚や引っ越しといった際の同和地区の所在問合せや戸籍謄本等の不正取得事件が今も後を絶たない状況となっています。その結果、不安定な就労や生活を生み出すことにつながり、教育・就労・福祉の課題の要因となっています。

課題2：新たな差別意識の拡大

社会的、経済的に不安が増加する中、インターネット上の悪質な書き込みなど、新たな手段による差別が拡散して、誤った認識が拡散しています。

【施策の方向】

施策の方向1：《保護・救済》

インターネット社会の進展やSNSの普及により、インターネットを利用した人権侵害事件が増加傾向にありますが、インターネットのモニタリング事業により、悪質な書き込みの早期発見、削除要請を行うなど、様々な差別事象に対しての取組を進めます。

施策の方向2：《協働・支援》

幅広い年代を対象として、あらゆる差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚を持ち人権問題解決に率先して取り組んでいく人材の育成を市民団体と協働で行います。

さらに結婚差別や就職差別に起因する教育・就労・福祉にかかる課題の解決に向けて、各種施策を行うと共に、地域の拠点となる人権推進施設を活用した事業を展開します。

施策の方向3：《人権教育・啓発》

同和問題（部落差別）の早期解決をめざし、結婚差別や就職差別、差別発言や差別情報の流布、差別につながる問い合わせなどに見られる偏見や差別意識の解消を図るため、市民、企業、各種団体等やあらゆる世代における同和問題（部落差別）の正しい理解につながる取組や、人権教育・啓発を進めるリーダーの育成に努めます。

また、「身元調査お断り運動」や戸籍謄本等の不正取得事象への対策として、戸籍謄本等の不正取得の抑止やプライバシーを守るため、「事前登録型本人通知制度」への登録などの啓発に取り組みます。

2 女性の人権問題

【現状と課題】

性別を理由とする差別的な取り扱いや性別役割分担意識の解消をめざし、「福知山市男女共同参画推進条例」に基づき「第4次福知山市男女共同参画計画 はばたきプラン2021」を2021(令和3)年に策定し、男女共同参画を推進しています。

また、「女性相談」や「女性の弁護士による女性法律相談」を定期的を実施し、DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアルハラスメントなどの性別による差別行為や人権侵害に関する被害の相談や届け出がしやすい環境づくりを進めてきました。

2019(令和元)年に実施した「男女共同参画市民意識調査」では、8.5%の女性が「過去3年間で配偶者などから身体的な暴力を受けた経験がある」と回答しており、16.5%の女性が「精神的な暴力」を受けたと答えています。また、「男は仕事、女は家庭」といった考え方について77.4%の人が抵抗を感じる一方、女性の仕事と生活設計について、「女性は仕事より家庭や子育てを優先すべき」という考え方が45.0%を占めています。

女性への暴力の防止については、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(DV防止計画)」に基づき、暴力の根絶に向けた相談・支援等の取組みを進めるほか、若年層への啓発として、高校等へ出向いてのデートDV防止講座の実施やパンフレットの配布といった取組を行っており、今後一層の取組強化を図る必要があります。

また、女性の社会参画への取組について、女性の就業や起業といった就労や就労以外の社会参画においても、市の審議会など、さまざまな政策の意思決定の場への女性の参画状況が30.0%(2022(令和3)年度実績)にとどまるなど、男性と女性の間にはいまだに大きな格差が存在しているといえます。

課題1：女性の社会進出(参画)への不十分さ

女性の自立、社会進出への支援を行うとともに男女共同参画の推進を図るため、さまざまな啓発活動に取り組んできましたが、社会の理解を得るためにより一層の理解促進の取組が重要となってきています。

課題2：多様化する相談

DVやデートDVをはじめとした女性相談や、性別にこだわらない相談について、若年層への広がりや相談内容の多様化などから、関係機関との連携や市民協働による相談体制の構築について、今後の取組が必要と言えます。

【施策の方向】

施策の方向1：《保護・救済》

DV被害者等人権侵害を受けた人が安心して暮らしていけるように支援し、自立につなげるため、警察や京都府家庭支援総合センターなどの関係機関と連携して被害者に対する適切な保護・支援に努めます。

施策の方向2：《協働・支援》

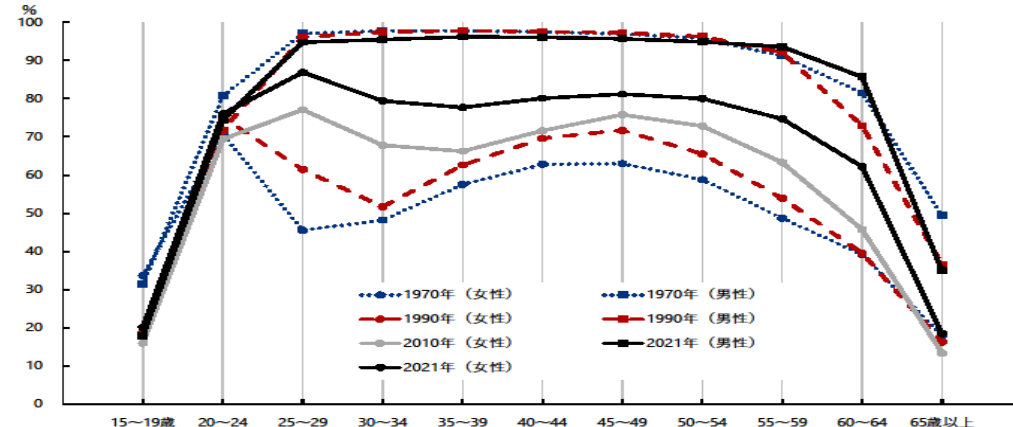
男女共同参画センターを拠点とした女性団体との協働による学習会や啓発活動、女性の起業家支援の実施を推進します。また、女性が社会のあらゆる分野において計画や方針の立案と決定および活動に参画する機会が確保されるよう積極的に取り組みます。

施策の方向3：《人権教育・啓発》

男女間で事実上の格差が生じている雇用形態や賃金、長時間労働の見直しや男性の育児休業の取得の促進など、事業所等への男女共同参画についての啓発を進めます。

また、中高校生等へのデートDV防止の啓発活動による若年層の被害予防などをはじめ、DV被害の根絶の取組を進めます。

図3-2 年齢階級別労働力率 1970年、1990年、2010年、2021年



資料出所 総務省統計局「労働力調査」

労働政策研究・研修機構 (ILPT)

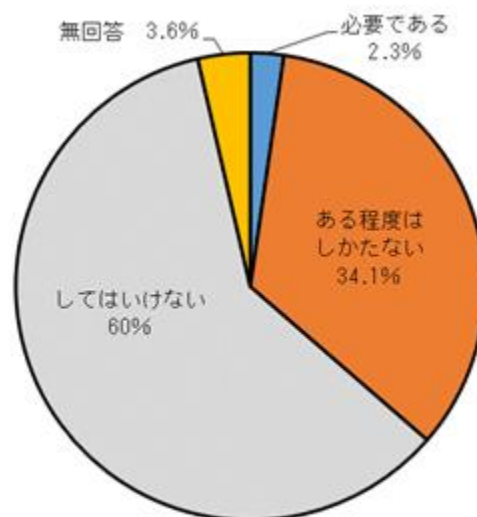
3 子どもの人権問題

【現状と課題】

1951（昭和26）年に制定された「児童憲章」や1994（平成6）年に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待の通告件数は、全国的に増加の一途をたどっており、本市においても2021（令和3）年度の児童虐待の受理件数は213件となり、増加傾向にあります。また、「意識調査」では、「子どもの人権に関して、現在、あなたが特に問題に思われるのはどのようなことですか」という問に対して、「保護者から子どもに暴力や育児放棄などの児童虐待があること」と回答した人は80.4%となっています。また、子どもに対する虐待について、親がしつけのために子どもの頭などを叩いたりすることは「必要である」または「ある程度仕方ない」と考えている人は36.4%、「してはいけない」と考えている人は60.0%との回答があり、子どもへの暴力についての認識不足が伺えます。

■あなたは、子どものしつけについてどうお考えですか（しつけのために、頭を叩いたりすること）



2022（令和4）年 意識調査結果より

課題1：児童虐待などの増加

児童虐待、いじめ、不登校についても依然として深刻な問題であり、児童買春・児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪も増加しています。

また、子どもの貧困率は、厚生労働省国民生活基礎調査によると2019（平成31）年には、13.5%となり、依然として子どもの7人に1人が貧困状態にあるとされています。

課題2：子ども同士のふれあいの機会の減少

近年、核家族の増加や地域社会における連帯感の希薄化など子どもや子育て

てを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また、少子化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくい状況が生まれています。

【施策の方向】

施策の方向1：《保護・救済》

虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア等の支援を行えるよう関係機関などが緊密に連携し相談体制などの充実を図り、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進します。

また、児童虐待未然防止に努めるほか、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、早期からの保護者と地域とのつながりづくりを深め育児の孤立化を防止するなどの取組を進めるほか、相談支援体制の充実、訪問指導員の配置や、いじめの未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。

施策の方向2：《協働・支援》

子どもの将来が生まれ育った環境により左右されることのないよう、貧困問題を家庭のみの責任とせず、社会全体で課題解決するという考えのもと、実情に応じて必要な経済支援を進めるとともに、子育て家庭の孤立を防止する取組を行政、地域、関係機関が一体となって行います。

また、安心安全情報メールの発信など、市民ぐるみで子どもの健やかな成長を育む施策を推進していきます。

さらに、不登校児童・生徒の自立に向け、多様な学びの提供や相談機能強化を図り、教育と福祉が連携し、寄り添い支援を行います。

施策の方向3：《人権教育・啓発》

子どもの育成にかかる各種啓発や、子どもの尊厳を第一に、子育て支援事業を推進するとともに、あらゆる差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚をもった人間として成長していける環境づくりを進めます。

また、就学前における啓発の推進、学校教育における共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づく特別支援教育を着実に推進するとともに、その後のワンストップでの就労までの取組を進めます。

4 高齢者の人権問題

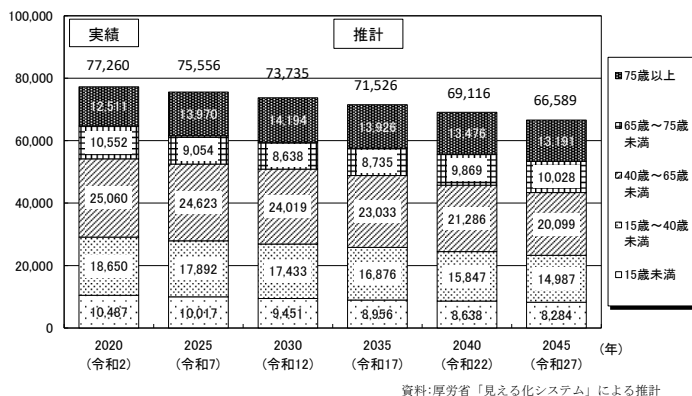
【現状と課題】

本市においては、住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、健康づくりや生きがいくりのほか、介護保険や福祉サービスを整備してきました。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域の見守りや関係者のネットワーク体制の構築、地域包括支援センターを中心に相談支援の取組を強化してきました。

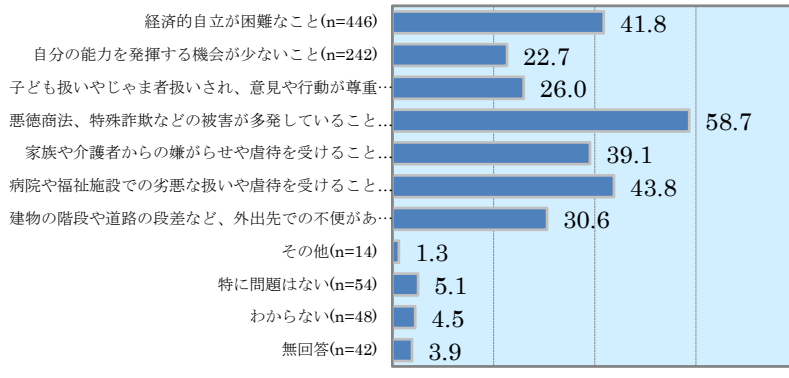
認知症高齢者の支援については、まず認知症を理解し、地域で見守る人を増やすための認知症サポーター養成講座の開催や普及啓発活動の取組を進めてきました。

さらに、高齢者が地域において、尊厳のある生活を維持し、安心してその人らしい生活を行うことができるよう、成年後見制度の普及啓発、老人福祉施設などへの措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止など各関係機関と連携しながら支援を行ってきました。

概要版 第9次福知山市高齢者保健福祉計画 総人口・年齢階層別人口の推計より
(人) 将来人口推計



問16 高齢者の人権に関して、現在、あなたが特に問題と思われるのはどのようなことですか。 N = 1066



2022 (令和4) 年 意識調査結果より

課題1：高齢化率の上昇等による人権問題の多様化

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本市でも、人口76,216人のうち22,991人が高齢者と、人口の約30%を高齢者が占めています。

(2022(令和4)年9月30日現在)

意識調査では、高齢者の人権に関して、特に問題と思われることとして「悪徳商法、特殊詐欺などの被害が多発していること」という回答が多くの割合を占めています。

課題2：高齢者への虐待

2022(令和4)年3月「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(厚生労働省)によると虐待の発生要因のひとつに「被虐待者の認知症の症状」がみられ、虐待を受けた高齢者のほとんどが中度から重度の介護を要する状態であり、認知症の症状がみられる高齢者の割合が多くなっています。

【施策の方向】

施策の方向1：《保護・救済》

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの増加に伴い、相談窓口である市内9つの日常生活圏域に設置された地域包括支援センターの機能強化を図ります。高齢者虐待などの通報に関しても医療機関や介護事業所などの関係機関と連携を図りながら、高齢者が地域で安心・安全に生活できるよう支援を行っていきます。

施策の方向2：《協働・支援》

介護者が不安に感じる介護として「認知症状への対応」が最も多くなっており、介護者への支援も含めて、認知症高齢者の地域での暮らしを支える環境づくりや当事者同士の交流機会の充実や、家族を地域で支える体制づくりに努めます。

施策の方向3：《人権教育・啓発》

高齢者の人権尊重の意識高揚を図るため、地域公民館や人権ふれあいセンター、その他の関係機関とも連携しながら高齢者の人権に係る各種事業を充実し、啓発活動を推進します。

5 障害のある人の人権問題

【現状と課題】

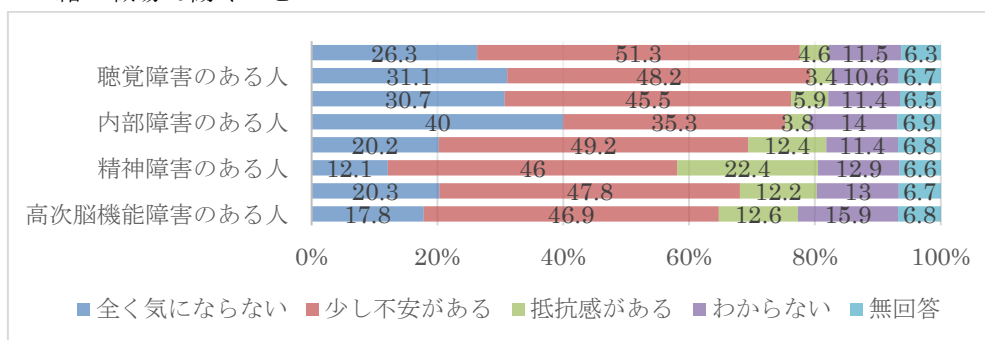
2016（平成28）年4月に施行された「障害者差別解消法」では、障害のある人に対する不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供を差別と規定しています。

本市では、2018（平成30）年4月には、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、理解し合い、互いに一人ひとりの尊厳を大切にし、安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的に制定した「福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例」を施行し、同年5月には、「あいサポート運動」を展開し、鳥取県との協定を締結するなど、障害や障害のある人の理解促進や多様なコミュニケーション手段への理解の普及を図っています。

また、2021（令和3）年3月に策定した「福知山市障害者計画」では、「障害のある人もない人も、すべての人が共に生きていくまちづくり」を基本理念として、住み慣れた地域社会のなかですべての人が互いに尊重し支え合い、いきいきと活動しながら生活していく社会の構築に向け取組を進めてきました。

今回の2022（令和4）年意識調査の結果では、「障害のある人と一緒に職場で働くことについて」の設問について、前回の調査結果に比べて、知的障害、精神障害、発達障害については、「抵抗感がある・少し不安がある」と回答した人が約5%減少しました。また、障害のある人の雇用については、「企業は、障害のある人の雇用を進めるべき」という意見が78.0%あり、多くの人々が、障害のある人の雇用問題について積極的な理解を示す結果となりました。

■一緒に職場で働くこと



2022(令和4)年「意識調査」結果

課題1：障害のある人に対する様々な人権問題や差別事象が存在している。

障害のある人と一緒に職場で働くことや友達づきあいなどについて「身体障害のある人」に比べ、「精神障害のある人」や「知的障害のある人」に対して「抵抗感がある・少し不安がある」と答えた人の割合が高くなっているなど、障害の種別によって差があらわれています。

課題2：障害のある人の雇用

2021（令和3）年の厚生労働省による障害のある人の雇用状況の集計結果によると、京都府内の法定雇用率達成企業の割合は50.9%と障害のある人を取り巻く雇用環境は依然厳しい状況が続いています。

■京都府内の障害のある人の法定雇用状況 2021(令和3)年6月現在

法定雇用率 (※1)	全国の状況		京都府内の状況	
	実雇用率	達成企業の割合	実雇用率	達成企業の割合
2.3%	2.20%	47.0%	2.28%	50.9%

(※1) 従業員43.5人以上の民間企業が対象

【施策の方向】

施策の方向1：《保護・救済》

虐待を受けた障害のある人の迅速かつ適切な保護を行うため「福知山市障害者虐待防止センター」を中心とした支援体制の充実を図ります。

施策の方向2：《協働・支援》

障害についての理解を深め、障害のある人にちょっとした手助けや配慮を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくる「あいサポート運動」を実施しています。「あいサポーター研修」を受けた「あいサポーター」を増やし、障害のある人を支援する輪を広げ生活しやすい環境整備を進めます。

施策の方向3：《人権教育・啓発》

障害のある人を講師として登録し、学校や企業等の依頼先へ派遣する「障害についての理解啓発人材バンク」や小学生を対象にした車椅子体験等を行う「福祉出前講座」の推進を図るとともに、国、府、企業等の関連機関と連携し、事業主や採用担当者に向けたセミナー等を開催するなど、企業における障害や障害のある人への理解の促進や、障害のある人の働きやすい環境づくりに取り組みます。

6 外国籍の人の人権問題

【現状と課題】

2016（平成28）年6月には、特定の民族や集団を激しく誹謗、中傷するヘイトスピーチの問題に対して、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。本法律の施行により、全国的に問題とされていたヘイトスピーチを伴う街頭デモなどの件数は減少傾向にあります。一方、いまだにインターネット上での誹謗、中傷などの実態があります。

また、年々増加する本市在住の外国籍の人は、国籍・在留資格・年代世代が多様化しており、様々なニーズに応じた、国籍に関わらず全ての市民が住みやすいまちづくりを推進していく必要があります。

外国籍の人の困りごととして日本語がわからないことや、日本の生活習慣や文化がわからないこと、外国籍の人への無理解や無関心、偏見などがあります。様々な課題に対応して、現在本市では様々な取組みを進めています。

本市においては、言語の多様化に対応するために、市ホームページ等多言語化、119番通報等多言語電話同時通訳、日本語教室の設立・運営支援、国際交流ボランティア制度の運営を実施しているほか、日本の生活習慣や文化を理解し、生活を送ることができるようにゴミの分別講座や防災・防犯講座などの外国人生活支援講座、日本人と外国籍の人がお互いの文化を知り交流できるような国際交流イベントを実施しています。

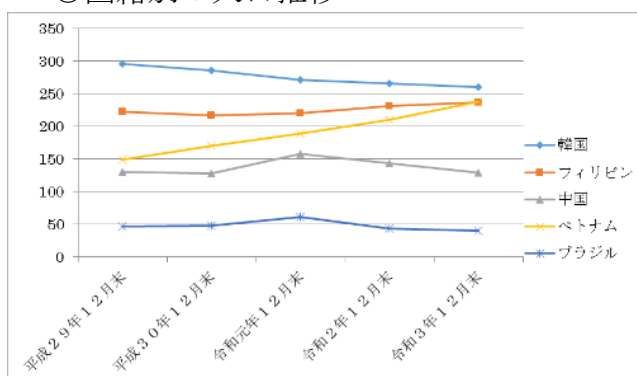
また、外国籍の人への無理解や無関心、偏見をなくし、外国の文化や生活習慣などを知り共生する意識を醸成するための多文化共生セミナーを実施しています。

○福知山市における外国人の人口推移

単位：人

平成29年12月末	平成30年12月末	令和元年12月末	令和2年12月末	令和3年12月末
957	962	1,032	1,030	1,041

○国籍別の人口推移



課題1：外国籍の人への理解不足

日本に住む外国籍の人との関係のあり方については、お互いの文化や慣習を尊重し共に生きるという関係のあり方が定着してきている一方で、アパート等の入居を断られることや労働における不当な扱いは仕方がないという意見についても「そう思わない」とする回答が多くありました。しかしながら、外国籍の人の増加により治安や風紀などについては、悪くなることを懸念する回答もあり、文化や慣習に対する理解不足や、先入観からくる偏見がまだまだ存在していることがうかがえます。

課題2：ヘイトスピーチに対する認識不足

本市においては、意識調査から、ヘイトスピーチ解消法の認知度が低下していることなど、ヘイトスピーチに対する認識不足がうかがえます。

【施策の方向】

施策の方向1：《保護・救済》

ヘイトスピーチ解消法の施行に伴い、本市においても2019（令和元）年10月に「福知山市の公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン」を策定しました。ヘイトスピーチは許さないという理念を示し、その抑止力としてヘイトスピーチのない社会の実現をめざします。

施策の方向2：《協働・支援》

コミュニケーション支援、生活支援、意識啓発と社会参画支援、地域活性化の推進やグローバル化を念頭に置き、市全体で多文化共生のための施策を推進します。

施策の方向3：《人権教育・啓発》

国籍、民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築けるように取り組むとともに、地域社会の一員として、共に幸せを生きていけるようなまちづくりをめざします。

7 感染症患者などの人権問題

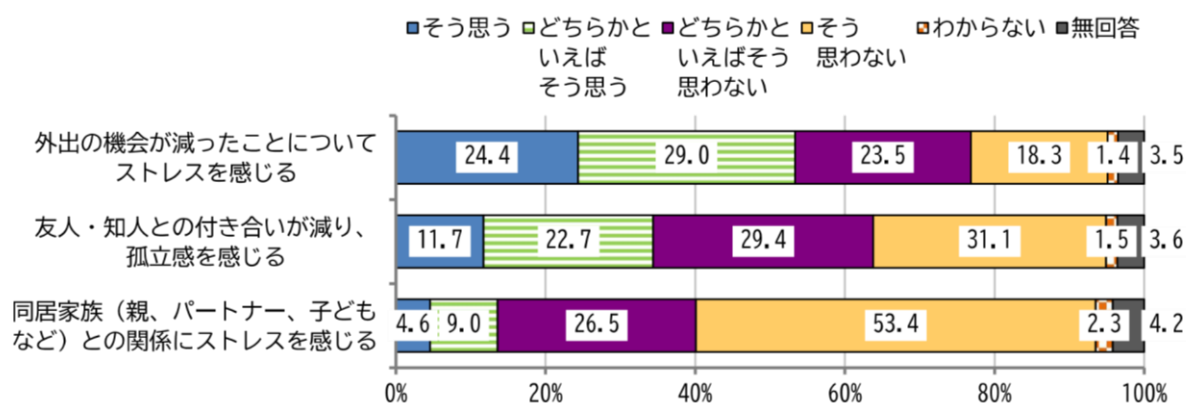
【現状と課題】

多くの感染症が医学・医療の進歩などにより克服されてきました。しかし、社会の国際化の進展により世界的な感染拡大や新たな感染症の発生など、今なお感染症は人類に脅威を与えています。新たな感染症の発生に際しては不十分な知識により偏見や差別が生じることが考えられます。

こうした情勢を踏まえて1999（平成11）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。その前文において、過去にHIVやハンセン病に対するいわれのない差別や偏見が存在した事実を受け止め、教訓として今後に生かすことを明記し、感染症に対する正しい知識の普及や理解を求めています。

近年では、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、不正確な情報や未知のウイルスに対する思い込み等によって感染者やその家族・医療従事者等に対しての差別・偏見が大きな問題となっていたところです。

■新しい生活様式に関する意識



2022（令和4）年 意識調査結果より

課題1：感染症に対する理解不足

感染症に対する誤った認識から感染者やその家族に対しての偏見や差別行為が問題となってきました。これらを引き起こす原因は、不正確な情報の拡散や知識不足があげられます。例えば、HIV感染者やハンセン病患者に対していわれのない偏見や差別が存在していました。

最近では、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別が発生し、社会的な問題となっています。

課題 2：社会復帰への支援不足

感染症に対する差別意識は根強く、病気が完治した後も社会復帰が困難となるケースもあります。特にハンセン病では、現代では容易に治る病気であるにも関わらず、過去に国による長期間の隔離政策が続いたこともあり、未だに元患者や家族への偏見・差別問題が存在しています。同様に、新型コロナウイルス感染症に関しても感染者への誹謗、中傷により仕事の復帰がしづらい・周囲の視線が怖い等の相談も寄せられています。

【施策の方向】

施策の方向 1：《保護・救済》

新型コロナウイルス感染症の拡大によりさまざまな感染症に対する偏見や差別が発生していることを踏まえて、本市ではさまざまな感染症による中傷被害を受けた人からの相談に対応しています。

施策の方向 2：《協働・支援》

これまでも関係機関と連携し、あらゆる機会を通して感染症や感染防止に関する正しい知識の普及や市民意識の向上に取り組んできました。今後とも児童・生徒にH I Vについての正しい知識を教え、予防方法の教育を行うとともに、ハンセン病についての差別や偏見の歴史と現状を学習する取組などを支援します。

施策の方向 3：《人権教育・啓発》

H I Vやハンセン病元患者などの人権侵害を解消するために正しい知識・感染症に対する理解を深めるため、関係機関と連携し講座を開催するなど、啓発活動を今後も継続して進めていきます。

新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生時には不確かな情報や感染症に対する誤った認識が広まる事態が発生する懸念があります。本市においては、それらに起因する人権侵害を防止するための正しい情報発信や感染症に対する理解を深める啓発を進めていきます。

8 情報化社会の人権問題

【現状と課題】

情報処理技術や通信技術は飛躍的に発達しており、パソコンやスマートフォンを急速に普及させ、当初のIT（情報技術）からICT（情報通信技術）という考え方に変化しています。いつでも、どこからでも情報の発信・取得・交換ができるようになり、生活に欠かせないツールになっています。

2022（令和4）年に福知山市で実施をした「人権問題に関する意識調査」において、情報を得る手段を尋ねたところ、SNSやブログ等と回答した人は、30代以下では3割を超えていました。一方、インターネット上の人権侵害について、過半数の人が名誉棄損やいじめ、差別といった問題があると回答しています。また、書き込まれた情報の回収が困難となり、被害が継続されることも、多くの人が問題であると認識しています。

また、これまでから情報化社会の問題点として指摘されている個人情報の管理については、紛失や流出が後を絶ちません。

■あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。

		(%)
1	他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	75.0
2	他人を差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること	52.1
3	SNSによる交流が犯罪を誘発する場となっていること	52.5
4	捜査の対象となっている人の実名や顔写真が掲載されること	28.4
5	ネットポルノが存在していること	33.1
6	インターネット上のいじめ	57.3
7	プライバシーに関する情報が掲載されること	43.2
8	リベンジポルノ（元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、インターネットの掲示板などに公表する行為）が行われていること	39.2
9	書き込まれた情報が拡散し、回収が困難なこと	58.1
10	その他	1.4
11	特にない	2.0
12	わからない	8.7
13	無回答	4.8

2022年（令和4年）人権問題に関する意識調査（福知山市）より

課題1：インターネット上の人権侵害と情報の見極めの困難

インターネット上での差別書き込みや誹謗、中傷が増大しています。

また、インターネット上に発信されている情報については、悪意を持って発信されたものや、真偽が確認されていない情報が数多く混在しているため、

個人が正しい情報を見極めることは大変難しい状況となっています。

課題 2：情報格差の拡大

I C Tの発達に伴い、身体的・社会的条件によりインターネットやスマートフォン、パソコン等のI C T機器を利用できる人と利用できない人との間に生じる「デジタル・ディバイド（情報格差）」の問題が拡大により、社会参画の機会が制限され、孤立するなどの状況が存在しています。

【施策の方向】

施策の方向 1：《保護・救済》

2016（平成28）年1月からマイナンバーの利用が開始されたことにより、市は、これまで以上に厳格な個人情報保護が求められることから、情報管理の適正化を徹底していくために必要となる仕組みづくりや、職員のモラル・資質の向上に努め、市民の情報を守ります。

また、ネット上の悪質な書き込みへの対応も行います。

施策の方向 2：《協働・支援》

すべての市民がI C Tによる利便性の高い社会の中で、安心・安全に暮らし続けることをめざし、本市におけるデジタル・ディバイド解消に向けた取組を実施します。

施策の方向 3：《人権教育・啓発》

情報化の進展が社会にもたらす影響を考え、人権尊重の視点から情報の収集や発信における責任やモラルについて正しい理解が得られるように、家庭や地域、学校など、さまざまな場において情報化社会の人権に関する学習や啓発を進めます。また、情報化社会の進展にともない、人権や財産が脅かされることのないように、あらゆる伝達手段を用いて広報に努めるとともに、個人情報保護の徹底に向けた取組を進めます。

9 性的マイノリティの人権問題

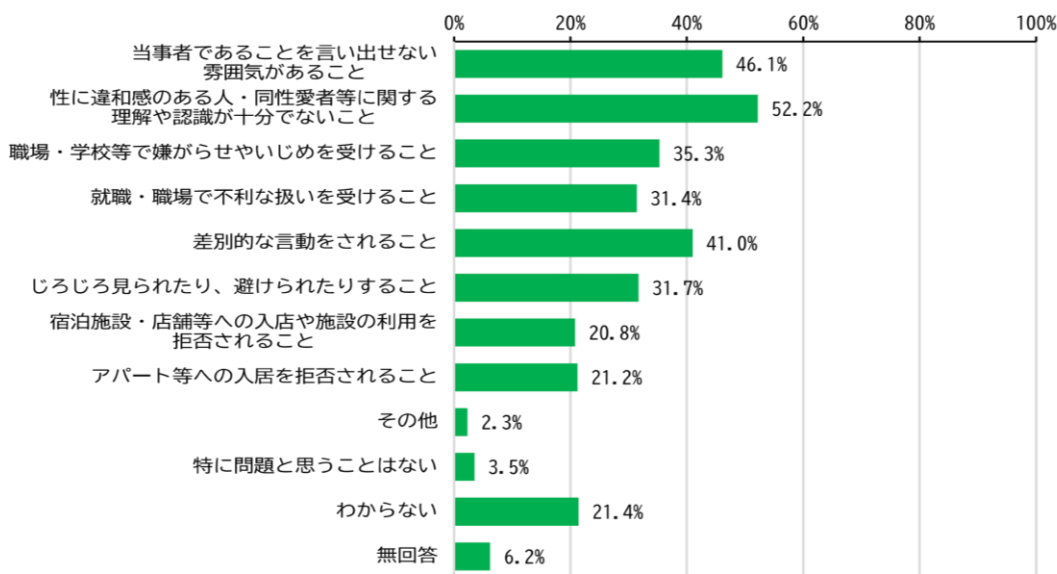
【現状と課題】

これまで男女の性別二元論による異性愛や固定的な性別役割意識を前提とした社会の仕組みがある中で、性的マイノリティの**生きにくい社会**になっていると考えられます。性的マイノリティへの社会的な偏見及び差別をなくし、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現することが望まれます。

多様な性への理解促進に向けて、市・市民・事業者等に対する啓発、特に学校教育現場における性的指向や性自認を理由としたいじめや差別を許さない適切な人権教育の推進や、悩みや不安を抱える児童・生徒のよき理解者となるよう教職員の理解を深めていく取組が求められています。

また、全ての人が、多様な性を尊重し合い、性別等による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権が尊重され、社会のあらゆる場に参画し、その個性と能力を十分に発揮するとともに、多様な生き方を選択できるまちづくりを進めていくことを目的に2022（令和4）年4月1日に「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」を施行し、同時に「福知山市パートナーシップ制度」をスタートさせました。

■ L G B T Q に関して現在あなたが問題だと思うこと



2022（令和4）年 意識調査結果より

課題 1：性の多様性についての理解不足

性の多様性については、メディア等でも近年発信される機会が増えていますが、発信の内容については、当事者の思いに立っているものとは限りません。正しい理解促進が必要となっています。

課題 2：相談体制が不十分

性の多様性についての相談窓口の整備など、今後の取組が必要となっています。

【施策の方向】

施策の方向 1：《保護・救済》

相談窓口の拡充や、相談員のスキル向上に努めていきます。

京都府内や近畿圏等の都市間連携の枠組を拡充し、パートナーシップ制度を施行している自治体間での連携を拡充し、市内外での当事者への支援の在り方を検討していきます。

施策の方向 2：《協働・支援》

当事者の交流の場や相談の場に加え、支援者や関係者を含めた学習の場の設置など関係機関等と協働・連携のもと対応を行います。

施策の方向 3：《人権教育・啓発》

家庭、職場、学校、地域など、さまざまな場において性の多様性に関する学習や啓発を進めます。

また性的マイノリティを理解し支援する人たちである「アライ」の広がりのための性の多様性の広報・啓発などの取組を進めます。

10 さまざまな人権問題

その他、今日の社会においては、次のような人権問題が存在しています。

(1) 平和問題など

戦争は最大の人権侵害と言われています。現在、ロシアのウクライナ侵攻など平和を脅かす事態が頻発する中、戦争が続く世界のすべての地域を対象とし、紛争や暴力を撲滅し、世界中の人々が平和と公正の元に生きていける世界をめざす取組を進める必要があります。

本市では、「恒久平和宣言都市」として、核実験や弾道ミサイルの発射に対する抗議文の発出、人材育成として中学生や高校生が広島、長崎、沖縄を訪れ、核兵器の脅威や戦争の惨禍について学び、人権の尊さや平和の大切さを広く市民に伝えていくなどの取組を行っています。

また、拉致問題については2002（平成14）年、日朝首脳会議において、北朝鮮は、日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しました。2014（平成26）年には、日朝政府間協議で「ストックホルム合意」も確認されましたが、拉致被害者として認定された17人以外にも拉致の可能性を排除できない事実があるなど、依然として多くの問題が残されています。

(2) 沖縄の人々

沖縄は、戦後27年間にわたりアメリカ合衆国の統治下に置かれ、2022（令和4）年5月に日本本土復帰50年を迎えました。しかし、いまだに日本に存在する米軍専用施設の約70%が沖縄に集中しており、米軍基地に関わって人権侵害などの問題が起こっています。また沖縄の歴史的な経緯や文化に対する理解不足や無関心という課題もあります。

本市では、実際に日本で地上戦が行われた沖縄を訪れた高校生が、沖縄の歴史や文化、戦争の惨禍について学び、人権の尊さや平和の大切さを、広く市民に伝えるといった取組を行っています。

(3) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語であるアイヌ語や伝統的な生活習慣や自然信仰など、独自の豊かな文化や伝統をもった民族です。2008（平成20）年国会で、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されまし

た。また2019（平成31）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるなど、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、アイヌ文化の振興や伝統等の知識の普及・啓発やアイヌの人々の生活の向上を図るための政策が推進されています。

しかし、アイヌの人々への歴史や文化に対する理解不足や無関心、さらには誤った認識などから就職や結婚などにおいて差別や偏見が依然として存在しています。2022（令和4）年10月に実施されたアイヌの人々を対象とした「国民のアイヌに対する理解度についての世論調査」では約21.3%の人が現在も差別や偏見があると認識していることが明らかとなっており、正しく理解するための啓発を継続していく必要があります。

(4)犯罪被害者など

犯罪被害者とその家族は、事件に遭ったことによる精神的ショックや捜査・裁判の過程における精神的、経済的負担に加え、マスコミの取材・報道や周囲の人々の無責任な言動、加害者から受ける更なるストレスや生活上の問題などの二次的被害を受けている状況があります。

被害者やその家族だけではなく、隣人や地域および職場など、だれもが被害を受ける可能性があります。2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が成立したことを受け、本市では2012（平成24）年に「福知山市犯罪被害者等支援条例」を制定し、相談や情報の提供、見舞金の支給、広報啓発などの取組を進めています。また、2016（平成28）年には、（公社）京都犯罪被害者支援センターとの間で「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結し、同センターほくぶ相談室が設置されるなど、関係機関と連携しつつ支援の充実に向け取り組んでいます。

被害者やその家族などが安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者に対する正しい認識と社会全体でサポートできる環境を整えることが必要です。

(5)刑期を終えて出所した人

刑期を終えて出所した人やその家族に対して根強い偏見や差別があり、本人に更生の意欲がある場合でも、身元引き受けや就労、居住の確保などは極めて厳しい状況にあります。本市では、これらの人々の円滑な社会復帰を促すため、地域社会の理解と協力を呼びかける「社会を明るくする運動」をは

じめとした法務省が取り組む様々な更生保護活動を支援していきます。

(6)自殺(死)問題などの社会問題

我が国の自殺(死)者数は、年2万人を超えており、非常に高い水準にあります。さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会不安の増大により、2020(令和2)年には11年ぶりに自殺者数が増加に転じ、2021(令和3)年も前年に比べ若干の減少はあるものの引き続き高い水準にあります。

自殺(死)は心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的要因が複雑に関係しており、だれもが当事者になりえるものであること、また自殺対策には悩みを抱えた人を孤立させず適切な支援を行うことが求められています。

2016(平成28)年4月には自殺対策基本法が改正され、すべての市町村が自殺対策総合大綱等の上位計画や地域の実情に応じて支援や施策の在り方をまとめた自殺対策計画の策定を行うことが定められました。

本市では2019(平成31)年3月に策定した「福知山市自殺対策計画」にもとづき「幸せを生きる」まちづくりをめざしていくため、地域の実情に応じた自殺(死)対策の取組を行っています。

(7)その他の人権問題

その他にも、ホームレスとなった人に対する嫌がらせや暴行事件、嫡出でない子(婚外子)への差別、顔や身体に病気・やけど・けがなどの症状や痕跡のある人への好奇の視線や心ない言葉による心理的苦悩の問題もあります。

また、大規模な災害が発生したときには、被災と人権侵害という二重の被害を受ける危険性があることを念頭におき、避難活動や避難所運営などにおいては人権尊重の視点を持って取り組む必要があります。また、原発事故等に起因する放射線被ばくについての風評などに基づく差別的取り扱いの問題も発生しています。

さらに、AIの進展における人権侵害の恐れや、医療や科学技術の発展に伴う遺伝子技術による人間生命に関する新たな人権問題の発生も危惧されています。